

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第586号)

平成21年4月23日

横 情 審 答 申 第 586 号

平 成 21 年 4 月 23 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年2月19日市市情第1426号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録のうち本人開示請求者の意見陳述部分」及び「2007年11月2日開催の情報公開・個人情報保護審査会（第三部会藤原静雄、青木孝、早坂禧子委員）で審議内容をICレコーダーで記録した全ての情報を文書化した文書の全て」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録のうち本人開示請求者の意見陳述部分」及び「2007年11月2日開催の情報公開・個人情報保護審査会（第三部会藤原静雄、青木孝、早坂禧子委員）で審議内容をICレコーダーで記録した全ての情報を文書化した文書の全て」を個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年11月16日付で行った「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録のうち本人開示請求者の意見陳述部分」（以下「個人情報1」という。）及び「2007年11月2日開催の情報公開・個人情報保護審査会（第三部会藤原静雄、青木孝、早坂禧子委員）で審議内容をICレコーダーで記録した全ての情報を文書化した文書の全て」（以下「個人情報2」という。個人情報1と個人情報2を併せて、以下「本件個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報のうち個人情報1については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため全部を非開示とし、個人情報2については当該個人情報を保有していないことから非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第7号の該当性について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、不服申立てについて公正かつ客観的な判断を確保するために設置されている。審査会の会議は、非開示情報について審議するため、また、会議の公正・円滑な運営を確保するため横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条ただし書の規定により非公開としている。個人情報1は、審査会の審議内容を録音したものであるから、委員の関心の所在や審査会の議論の内容が分かる記録と言えるものである。これを開示すると、審査会

の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかになり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になる結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務に支障を及ぼすおそれがある。

このため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 個人情報2の不存在について

審査会においては、今後の審議や答申の作成に正確を期すためにその審議内容をICレコーダーに録音しており、必要に応じて、録音記録を基に審議内容に係る文書を作成している。審査会第三部会第49回会議において録音した情報については、逐一文書に書き起こすといういわゆるテープ起こしをしておらず、またその記録の要旨をまとめた文書も作成しておらず、開示請求に係る文書を保有していない。

このため、条例第25条第2項に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 非開示決定通知書記載の「根拠規定を適用する理由」では非開示決定とならない。違法な処分を取り消せ。

5 審査会の判断

(1) 審査会について

審査会は、行政文書の開示請求又は個人情報本人開示請求に対する非開示決定等について不服申立てが行われた場合に、決定を行うべき実施機関等からの諮問を受け、第三者としての立場から、当該行政文書等の非開示決定等の違法性等について調査審議を行い、諮問庁に対して答申を行う合議制の機関である。

実施機関等は不服申立てに対する決定等を行うに当たっては、原則として審査会に諮問を行い、審査会の答申を尊重して決定等を行わなければならないこととされており（情報公開条例第19条及び条例第53条）、横浜市においては、実際上も実施機関は原則的に審査会の答申を自らの判断として決定を行っている。

答申の形式及び内容に関する規定はないが、実施機関等が不服申立てに対して決

定等を行うに当たって諮問が必要とされ、答申を尊重すべきものとされていること及び実施機関は原則的に審査会の答申を自らの判断として決定を行っている実情からすれば、審査会は、条例適用上の論点について端的に法的判断を示すことが要請されていると考えられ、そのような意味で、審査会の答申は、行政上の不服申立手続において実施機関等の行う最終の行政的判断としてのあるべき判断を示すという性格を有していると言うことができる。複数の委員の合議によりこのような性格を有する法的判断が公正になされるためには、合議制による審議において自由な意見を率直に述べ互いに反論し批判し合い議論を尽くすことが必要不可欠である。

(2) 審査会の会議の録音記録について

審査会では、ICレコーダーによって会議の録音をしている。一般に、審査会では、各実施機関から諮問された案件について継続的に審議を行い答申をまとめており、録音データは、次回以降の審議のための参考資料を用意したり、答申の案を作成する際に審議の内容を正確に把握するために適宜利用している。審議内容によっては、録音データを基に審議における主な意見や審議内容の要点をまとめた資料を作成して次回以降の審議資料とすることもあるが、すべての審議について録音データを基に文書を作成するというわけではない。

なお、審査会では、録音データの保管については横浜市情報公開・個人情報保護審査会録音テープ管理基準（平成17年8月12日制定）を定め、録音されているすべての不服申立案件について答申が出るまでの間保存することとしている。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報のうち個人情報1は、平成19年11月2日に開催された審査会第三部会第49回会議の審議内容を録音し、市民活力推進局総務部市民情報室において電磁的記録として保有している録音データのうち申立人の意見陳述に係る部分である。当審査会で確認したところ、当該録音データには、個人情報1のほかにも他の諮問案件に係る委員の発言等が記録されており、また、個人情報1の部分には意見陳述における申立人の主張と委員の発言が相互に録音されていた。

また、個人情報2は、個人情報1を基に、その一部の音声を文字に起こしたり審議内容の要旨をまとめるなどして作成した文書であると解される。

(4) 個人情報1の条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、個人情報 1 は本号に該当するため非開示としたと主張しているの
で、以下検討する。

ウ 条例第56条により適用する情報公開条例第25条第1項では、「不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与え・・・ることができる。」と規定している。不服申立人等の意見陳述は、審議に必要な意見を不服申立人等から聴取し、審査会の審議における開示・非開示等の判断のための審議資料とするために行うものであるから、意見陳述の録音データは意見陳述を行った不服申立人等の個人情報としての性格を有すると同時に審議資料としての性格を有している。

エ 審査会の答申は、中立的な第三者機関として、条例の定める要件に従い、行政上の不服申立手続における最終の行政的判断としてのあるべき判断を示すものである。答申における判断は公正かつ客観的であることが要請され、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるようなことがあってはならない。

ウで述べたとおり不服申立人等の意見陳述の録音データは審査会の審議資料としての性格を有しており、これを開示すると、審査会の審議内容をある程度把握できることとなるが、それだけでは議論の変遷等の詳細は明らかにならず、かえって、答申の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

また、審査会の調査審議手続は不服申立手続の一環をなすものであって、政策提言等を主目的とする審議会等とは自ずとその性質を異にしており、一般に、審議資料を開示すると、答申の公正さ、客観性について一面的な非難等をするおそれがないとは言えない。

このため、審議資料を開示すると、審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると考えられる。このことは、審議資料としての性格を有する意見陳述の録音データについても該当する。

以上のことから、意見陳述の録音データは、一般に、開示すると、答申の公正さや客観性に無用の疑いを抱く受け止め方をされるおそれ及び審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

オ 前記(3)で述べたように、個人情報1には申立人の主張や委員の発言が相互に録音されており、これを開示すると上記で述べたおそれがあることが認められる。したがって、個人情報1は、これを開示すると審査会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

(5) 個人情報2の不存在について

個人情報2について、実施機関は、必要に応じて審査会の録音データを基に審議内容に係る文書を作成しているが、個人情報1についてはいわゆるテープ起こしを行っておらず、審議内容の要旨をまとめた文書も作成していないため保有していないと説明している。

このため、当審査会において確認したところ、個人情報1の内容から、個人情報1を基に審議の参考とするための文書を作成する必要は特になかったため、それらを作成していなかった。そのため、審査会第三部会第49回会議後の審査会の会議において個人情報1を基に作成されたと思われる文書は審議資料として配付されていなかった。そのほかに個人情報2が作成されたと推認させる事情も認められず、個人情報2は存在しないとの実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、個人情報1を条例第22条第7号に該当するとして非開示とした決定及び個人情報2を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年2月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年2月22日 (第121回第二部会)	・諮問の報告
平成20年2月28日 (第123回第一部会)	
平成20年3月7日 (第55回第三部会)	
平成20年4月24日 (第126回第一部会)	・審議
平成20年5月22日 (第127回第一部会)	・審議
平成20年6月12日 (第128回第一部会)	・審議
平成20年12月11日 (第137回第一部会)	・審議
平成21年1月15日 (第138回第一部会)	・審議
平成21年2月12日 (第139回第一部会)	・審議
平成21年2月26日 (第140回第一部会)	・審議
平成21年3月12日 (第141回第一部会)	・審議
平成21年3月26日 (第142回第一部会)	・審議
平成21年4月9日 (第143回第一部会)	・審議